



第19回定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年10月29日(水曜日)
午前10時30分(受付開始:午前10時)

場所 ホテル日航立川 東京
大宴会場マグノリア
東京都立川市錦町1丁目12-1

議案 議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)4名選任の件

株式会社クラシコム
証券コード：7110



証券コード 7110
2025年10月14日
(電子提供措置の開始日 2025年10月7日)

株 主 各 位

東京都国立市中一丁目1番地52
株式会社クラシコム
代表取締役社長 青木 耕平

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第19回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://kurashi.com/ir/library/meeting>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「クラシコム」又は「コード」に当社証券コード「7110」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年10月28日(火曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年10月29日（水曜日）午前10時30分（受付開始：午前10時）
2. 場 所 東京都立川市錦町1丁目12-1 ホテル日航立川 東京
4階 大宴会場マグノリア
3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
議 案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネット等による方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。
 - ◎会社法改正により株主総会資料の電子提供制度が施行されたことに伴い、株主総会資料を当社ウェブサイト等に掲載して提供しております。電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知及び株主総会参考書類をご送付しております。
 - ◎書面交付請求された株主様には、電子提供措置事項記載書面をご送付しております。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2025年10月28日（火曜日）
午後6時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2025年10月28日（火曜日）
午後6時00分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

パソコン等によるご行使

行使期限

2025年10月28日（火曜日）
午後6時00分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2025年10月29日（水曜日）
午前10時30分
（受付開始 午前10時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) インターネット等（「スマート行使」を含む。）と書面により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

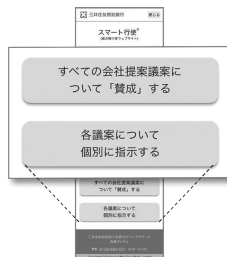
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

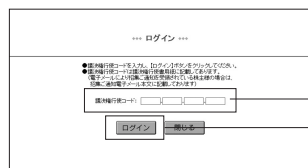
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



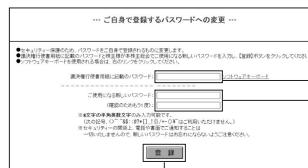
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などをご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価した上で、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当社における地位、担当
1	青 木 耕 平	再 任	代表取締役社長
2	佐 藤 友 子	再 任	取締役副社長ECメディア部部长
3	山 口 揚 平	再 任	取締役CFOコーポレートプラットフォーム部部长
4	倉 貫 義 人	再 任	取締役CTO

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
------------	---------------	--------------------	-----------------------

1

再 任

あおき こうへい
青木 耕平
(1972年8月8日生)

2002 年 9 月 (株)ジャパンエレベーターサービス (現ジャパ
ンエレベーターサービスホールディングス
(株)) 入社
2005 年 11 月 (株)日本リフツエンジニアリング入社
2006 年 2 月 エレベーターコミュニケーションズ(株)共同創
業者兼取締役
2006 年 9 月 当社設立代表取締役社長 (現任)
2023 年 3 月 (株)ミラティブ取締役 (現任)

4,047,000株

【取締役候補者とした理由】

2006年に当社の代表取締役に就任して以降、高い戦略性と強いリーダーシップをもって経営の指揮を執ってまいりました。その豊富な経験・見識により当社全体の企業価値の向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。

2

再 任

さとう ともこ
佐藤 友子
(1975年12月31日生)

2006 年 9 月 当社取締役
2020 年 11 月 当社取締役ECメディア部部長
2023 年 10 月 当社取締役副社長ECメディア部部長 (現任)

885,000株

【取締役候補者とした理由】

2006年に当社の取締役に就任して以降、当社の事業拡大と業績成長の中心的役割を担っており、豊富な経験・実績・見識を活かすことにより、当社の企業価値の向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、その見識等を引き続き経営に活かすことにより、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
------------	---------------	--------------------	-----------------------

3

再 任

やまぐち ようへい
山口 揚平
(1981年4月3日生)

2004年 4 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2011年12月 日産ライトトラック(株)（現(株)日産オートモーティブテクノロジー）入社
2015年 1 月 山口揚平公認会計士事務所設立
所長（現任）
2015年 5 月 BASE(株)監査役（現任）
2017年 5 月 (株)リンクフォースマイル取締役（現任）
2018年 7 月 当社監査役
2020年10月 当社取締役（監査等委員）
2022年10月 当社取締役CFOコーポレートプラットフォーム
部部長（現任）

1,000株

【取締役候補者とした理由】

公認会計士、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、就任以来、財務面から当社の持続的成長と企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、その見識等を引き続き経営に活かすことにより、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。

4

再 任

くらぬき よしひと
倉貫 義人
(1974年5月1日生)

1993年 4 月 (株)東洋情報システム(現TIS(株))入社
2011年 7 月 (株)ソニックガーデン設立 代表取締役（現任）
2012年 7 月 (株)イシュラン設立 取締役（現任）
2018年 7 月 当社社外取締役
2023年10月 当社取締役CTO（現任）

0株

【取締役候補者とした理由】

経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、就任以来、IT技術面から当社の持続的成長と企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、その見識等を引き続き経営に活かすことにより、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 倉貫義人氏が代表取締役を兼任しております株式会社ソニックガーデンは、当社グループのシステム開発や保守・運用の業務委託先であります。
2. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 青木耕平氏及び佐藤友子氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
4. 当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。補償の要否及びその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。各候補者が再任された場合、当社は各候補者との間の当該補償契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

ご参考

取締役のスキルマトリクス（本総会において各候補者が選任された場合）

属性					スキル（専門性、経験、知見等）								
氏名	役位	社外	独立役員	性別	企業経営	事業戦略	マーケティング	テクノロジー（IT・セキュリティ）	グローバル	財務・会計	組織・人事	ESG・サステナビリティ	法務・リスク管理
青木 耕平	代表取締役社長			男	●	●	●	●		●	●		
佐藤 友子	取締役副社長			女	●	●	●				●		
山口 揚平	取締役CFO			男						●		●	●
倉貫 義人	取締役CTO			男	●	●		●			●		
市川 祐子	取締役 (監査等委員)	●	●	女	●					●		●	
寺田 有美子	取締役 (監査等委員)	●	●	女	●				●			●	●
和田 洋一	取締役 (監査等委員)	●	●	男	●	●		●	●	●	●		

事業報告

(2024年8月1日から
2025年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、「フィットする暮らし、つくろう」というミッションを掲げ、当社グループが提案する世界観（ライフカルチャー）に共感する人たちのWell-beingを実現することに貢献します。Well-beingに欠かせない要件の一つが「自分の生き方を自分らしいと感じ、満足できること」＝「フィットする暮らし」だと考え、事業活動を通じて多くの人の「フィットする暮らし」づくりに貢献し、Well-beingな人が大勢いる「心地よい社会」の実現の一助になることを目指しています。

当社の運営する「北欧、暮らしの道具店」は、2007年にヴィンテージの北欧食器等を扱うECサイトとして始めました。北欧に関係するものが占める割合は小さくなりましたが、販売する商品だけでなく、ユーザーとのつながりをつくり、深めるために提供しているコンテンツについても、すべて「暮らしを自分らしく、美しいものにすること」、「日常のささやかな幸せを大事にすること」といった、当社が強く共感した北欧カルチャーの本質に根ざしてつくられております。

このような世界観（ライフカルチャー）によってユーザーと繋がり、関係を深めることを土台として事業展開を行っていることが特徴であり強みとなっているため、当社グループの活動をライフカルチャープラットフォーム事業と表現しております。連結子会社である株式会社foufouも同様の特徴を持っておりますが、投資判断に資する適切な情報を開示する観点からセグメントは区分し、「北欧、暮らしの道具店」、「foufou」という2つの報告セグメントで開示しております。

① 「北欧、暮らしの道具店」 セグメント

「北欧、暮らしの道具店」の提供している世界観に共感するユーザーに対し、商品、記事、動画など様々なコンテンツを提供することによって、多くの人の「フィットする暮らし」づくりに貢献しております。売上を獲得するビジネスラインとしては「D2Cドメイン」「ブランドソリューションドメイン」を有しております。

D2Cドメインでは、暮らしにフィットする商品を販売しており、当セグメントの収益の大半を生み出しているのは当ドメインであります。ユーザーとの間にはECモールやECプラットフォームが介在しておらず、自社サイトを通じて直接商品を提供しております。このように、ユーザーと直接接点を持ち、直接商品を提供することで関係性を築いている状態であることから当ドメインの事業活動を「D2C (Direct to Consumer)」と表現しております。

取扱商品は、アパレル、キッチン、インテリア雑貨が主力であり、自社企画のオリジナル商品(※)が売上高の約55%を占めております。現在は、北欧関連商品の割合は少なくなっているものの、「北欧」の価値観に影響を受けて始めた事業であり、今もその精神は受け継がれていることから、サイト名に「北欧」を冠しております。

(※) オリジナル商品：オリジナルブランド「KURASHI&Trips PUBLISHING」「NORMALLY」の商品

ブランドソリューションドメインは、「北欧、暮らしの道具店」の強いブランドとコアな顧客基盤に加え、D2Cドメインのコンテンツパブリッシングで培った高い企画制作能力を活用し、クライアント企業のブランディング上の課題に対する総合的なマーケティング・ソリューションを提供する、ブランディングエージェンシーとしての事業ドメインです。ナショナルブランドを中心に、多くのブランドを継続的に支援しております。

主な取り組みとしては、クライアントのブランドや商品を「北欧、暮らしの道具店」サイト上で、当社の読み物の一つとして掲載する「BRAND NOTE」があります。当社のスタッフ等が実際にブランドの商品を暮らしに取り入れている様子などを紹介するコンテンツを作成しております。その他に、動画コンテンツとしてブランドを紹介する「BRAND MOVIE」や、D2Cドメインの商品発送時に、クライアントの商品を同梱する「BRAND GIFT」などの取り組みを行っております。

また最近では、商品を協働して企画開発する長期プロジェクトやイベントプロデュースなどクライアントの要望に応えるなかで新しい取り組みも増えてきております。このような従来の「北欧、暮らしの道具店」サイトを活用したソリューション以外にも挑戦を続けており、これからも様々な形でクライアントの支援をすることで当ドメインの幅も広がっていくと考えております。

②「foufou」セグメント

2016年デザイナーのマール・コウサカ氏が設立したファッションD2Cブランド「foufou」を展開するセグメントであり、株式会社foufouが運営を行っております。自社サイトを通じて直接商品を提供・販売するとともに、2025年7月期は各地でのポップアップショップにも精力的に取り組みました。「健康的な消費のために」というブランドコンセプトを掲げ、「foufou」の世界観を表現するコンテンツをSNSで発信して、ユーザーのエンゲージメントを最大化し、購入につなげ、リピーター化する特徴を持つファッションブランドであり、洋服だけでなく、時計や革製品などのファッション雑貨も取り扱っております。

当連結会計年度は、食料や光熱費などの物価上昇が続いており国内消費者物価指数は前年同月を上回る状況が続いております。それを受けて実質賃金は引き続き伸び悩んでおり、家計の購買力の回復には至っていないと判断しておりますが、家計調査によると二人以上の世帯の実質消費支出の合計は前年同月を下回って推移していたものの、2025年5月以降は3か月連続で前年同月を上回り状況に変化も出てきております。当社グループの取扱商品に近いカテゴリである「家具・家事用品」「被服及び履物」については前年同月を上回る月もあるものの、前年同月を下回る月の方が多く厳しい状況が続いております。このように国内消費環境は予断を許さない状況にあり、海外の様々な情勢から各国の経済成長や為替相場の見通しも難しく、経済の先行きについては不透明な状況が続いていると捉えております。

このような経済環境のなか「北欧、暮らしの道具店」は、昨年に引き続き新商品を積極的に展開するとともに、新しい商品カテゴリの開発にも継続的に取り組んでおります。また、新規顧客の獲得などを目的にしたマーケティング投資の拡大に取り組んでおりますが、投資対効果に関する規律を守りながら広告運用しており、結果としてエンゲージメントアカウント数や新規会員数を大きく伸ばすことができました。

以上の理由から、当連結会計年度における売上高は8,490,727千円（前年同期比21.1%増）、売上総利益は3,812,567千円（前年同期比24.1%増）、EBITDAは（※）1,163,442千円（前年同期比1.3%増）、営業利益は1,090,997千円（前年同期比0.7%増）、経常利益は1,111,521千円（前年同期比3.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は716,164千円（前年同期比8.9%減）となりました。

（※）EBITDA＝営業利益＋減価償却費＋のれん償却額

セグメント別の経営成績は、以下のとおりであります。

（北欧、暮らしの道具店）

「北欧、暮らしの道具店」は、2025年7月期より、売上成長率の再加速を目指す3か年の中期成長戦略を掲げ、マーケティング投資の拡大を推進しております。マーケティング戦略の基盤づくりのための検証を着実に進めるなかで、アプリダウンロードを訴求するオンライン広告はエンゲージメントアカウント獲得効率が高く、売上貢献とそれによる短期での投資回収を確認できております。そのため、当該オンライン広告に投資を集中する方針とし、当期は、アプリダウンロードを訴求するオンライン広告等のマーケティング投資を積極的に行いました。その結果、アプリダウンロード数は大きく伸長し、新規アプリダウンロードユーザーの購入転換が進んでいることなどによって新規会員数、購入者数は前年から大きく増加しました。その結果、想定を超える売上成長の再加速を実現でき、当期売上高は過去最高を記録、当セグメントの牽引により中期成長戦略で想定していた年間100億円規模の連結売上高は、1年前倒しで達成できる見込みです。カテゴリの花束戦略においては、ノリタケ(株)が展開する120年以上の歴史を誇る老舗テーブルウェアブランドとコラボした限定復刻商品や(株)アーバンリサーチが展開するコンセプトショップ「かぐれ」とコラボしたアパレル商品など、他ブランドとのさまざまなカテゴリにおけるコラボレーションが実現し、新たな顧客を呼び込む重要な成長戦略となっています。2024年10月に発売した初のオリジナル基礎スキンケアも好調で、コスメカテゴリの売上高構成比は5%程度の規模に成長しました。

これらの取り組みやエンゲージメントチャネルへの継続投資によって、エンゲージメントアカウント数は順調に増加し、公式スマートフォンアプリ（iOS/Android）は、当連結会計年度末日現在、累計約497万ダウンロードとなりました。当連結会計年度におけるアプリ経由の注文数は既に「北欧、暮らしの道具店」全体の約73%を占めております。

以上の結果、当連結会計年度における「北欧、暮らしの道具店」セグメントの売上高は8,269,466千円（前年同期比23.8%増）、EBITDAは1,179,010千円（前年同期比6.4%増）となりました。

(foufou)

「foufou」は、グループジョイン2年目となる当期は中長期的な成長に向けた取り組みを具体的に進めてまいりました。価格戦略の見直しと商品ラインナップの戦略的な計画（MD改革）を同時に進めながら、新規顧客や販売チャネルの開拓を見据えたポップアップショップを複数回開催し、2025年2月に行った伊勢丹新宿店でのポップアップは大盛況となりました。「foufou」のインスタグラムフォロワー数も今期に入り大きく増加しており、新規顧客の獲得につながっていると考えております。また、「北欧、暮らしの道具店」と「foufou」による初のグループ内でのコラボ商品となった「hopeと名付けた、ジレにもなるワンピース / with foufou」は半日で完売いたしました。これからも商品販売におけるシナジーも模索してまいります。上述のMD改革に加え、在庫の圧縮や従業員数の適正化等の次年度以降の成長に向けた土台づくりは完了し、来期は攻めの経営に転じてまいります。

以上の結果、当連結会計年度における「foufou」セグメントの売上高は227,832千円（前年同期比32.1%減）、EBITDAは△15,568千円（前年同期は40,599千円のプラス）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資（無形固定資産への投資を含む）の総額は11,157千円であり、セグメントごとの設備投資は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度中は重要な設備の除却、売却等はありません。

① 北欧、暮らしの道具店

当連結会計年度の主な設備投資は、スタジオ工事に伴う内装設備工事3,000千円、PCの購入1,441千円等の投資を実施いたしました。

② foufou

当連結会計年度の設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 提供するコンテンツ、商品などの強化

当社グループは、「北欧、暮らしの道具店」や「foufou」に来店していただいたユーザーに、良質なコンテンツや商品を提供することを通して収益機会を得ております。お客様の本質的なニーズを捉えながら、提供するコンテンツの品質を高めるとともに映像コンテンツなど幅を広げる取り組みも継続しております。商品についても、オリジナル商品の開発や著名ブランドとのコラボ、限定品企画などに挑戦し、これからも魅力的な商品を戦略的に揃えてまいります。商品とそれにまつわるユーザー体験をはじめとした提供する全てのコンテンツを通して、多くの人のフィットする暮らしづくりに貢献できるよう努めてまいります。

② 集客方法の強化と購入者数の拡大

当社グループは、各種SNS、メルマガ、アプリといった様々な導線をつくり、それを活用することで効率的な集客を実現しております。既存チャネルにおいて使用する広告素材（クリエイティブ）の改善などによる効率化をさらに進めるとともに、消費者の行動変化を見通しながら新たなチャネルの開発にも取り組むことで、集客力の強化と効率性の維持に努めてまいります。また、広告など資金を活用したマーケティング活動も成長戦略の重要な一つとして強化しております。より多くの方に認知を広げ新たな購買動機を提供することで購入者数が増えれば、より安定した成長に繋がると考えております。

③ 有能な人材確保

ミッションを実現し、今後の健やかな成長を目指す上で、有能な人材の獲得が重要であると考えております。当社グループのミッションなど経営方針に共感し、今後の事業に必要な能力や求める資質を有する人材を惹きつけられるように、外部ノウハウの活用にも積極的に取り組み、採用活動を強化することで中長期での企業価値向上に必要な適切な人材リソースの確保に努めてまいります。また、外部パートナーとの協働も推進し、社内外を問わない安定的なリソース基盤の構築を図ってまいります。

④ ステークホルダーの期待に応えるコーポレート・ガバナンスの実現

事業の継続的な発展を実現させるためには各方面のステークホルダーの期待に応えられるよう、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であると認識しております。そのために、常にミッション及びマニフェストを念頭に置きながら経営状況を捉え、ステークホルダーとの対話の機会を通じて、自らのガバナンス上の課題の有無を十分に把握した上で、適切に対応してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第16期 2022年7月期	第17期 2023年7月期	第18期 2024年7月期	第19期 (当連結会計年度) 2025年7月期
売上高	— 千円	— 千円	7,012,802 千円	8,490,727 千円
経常利益	— 千円	— 千円	1,150,762 千円	1,111,521 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	— 千円	— 千円	785,757 千円	716,164 千円
1株当たり当期純利益	— 円	— 円	106.61 円	97.17 円
総資産	— 千円	— 千円	5,596,789 千円	5,317,636 千円
純資産	— 千円	— 千円	4,726,844 千円	6,296,980 千円

(注) 第18期より連結計算書類を作成しておりますので、第17期以前の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第16期 2022年7月期	第17期 2023年7月期	第18期 2024年7月期	第19期 (当事業年度) 2025年7月期
売上高	5,163,136 千円	6,060,836 千円	6,677,448 千円	8,269,466 千円
経常利益	850,469 千円	968,145 千円	1,134,473 千円	1,150,937 千円
当期純利益	561,349 千円	695,339 千円	782,413 千円	763,198 千円
1株当たり当期純利益	87.71 円	94.81 円	106.16 円	103.55 円
総資産	2,987,236 千円	5,020,119 千円	5,554,198 千円	6,300,155 千円
純資産	2,314,578 千円	4,277,592 千円	4,728,340 千円	5,366,166 千円

(注) 当社は、2022年3月14日開催の取締役会決議により、2022年4月8日付で普通株式1株につき8,000株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社foufou	8,000千円	100%	アパレル企画販売

(7) 主要な事業内容

事業	内容
北欧、暮らしの道具店	「北欧、暮らしの道具店」の提供している世界観に共感するユーザーに対し、商品、記事、動画など様々なコンテンツを提供することによって、多くの人の「フィットする暮らし」づくりに貢献しております。売上を獲得するビジネスラインとしては「D2Cドメイン」「ブランドソリューションドメイン」を有しております。 ① D2Cドメインでは、暮らしにフィットする商品を販売しており、当セグメントの収益の大半を生み出しているのは当ドメインであります。ユーザーとの間にはECモールやECプラットフォームが介在しておらず、自社サイトを通じて直接商品を提供しております。 ② ブランドソリューションドメインは、「北欧、暮らしの道具店」の強いブランドとコアな顧客基盤に加え、D2Cドメインのコンテンツパブリッシングで培った高い企画制作能力を活用し、クライアント企業のブランディング上の課題に対する総合的なマーケティング・ソリューションを提供する、ブランディングエージェンシーとしての事業ドメインです。
foufou	2016年デザイナーのマール・コウサカ氏が設立したファッションD2Cブランド「foufou」を展開するセグメントであり、株式会社foufouが運営を行っております。自社サイトを通じて直接商品を提供・販売するとともに、2025年7月期は各地でのポップアップショップにも精力的に取り組みました。「健康的な消費のために」というブランドコンセプトを掲げ、「foufou」の世界観を表現するコンテンツをSNSで発信して、ユーザーのエンゲージメントを最大化し、購入につなげ、リピーター化する特徴を持つファッションブランドであり、洋服だけでなく、時計や革製品などのファッション雑貨も取り扱っております。

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
当社本社	東京都国立市
株式会社foufou	東京都国立市

(9) 従業員の状況（2025年7月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
北欧、暮らしの道具店	94名
foufou	6名
合計	100名

（注）従業員数は就業人員（契約社員を含む。）であり、産休等を含んでおります。臨時雇用者数（パート・アルバイトを含む。）は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94名	0名	36.6歳	5.7年

（注）従業員数は就業人員（契約社員を含む。）であり、産休等を含んでおります。臨時雇用者数（パート・アルバイトを含む。）は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2025年7月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	103,343 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 26,880,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,370,400株（自己株式98株を含む。）
- (3) 株主数 2,323名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
青木 耕平	4,047,000 株	54.91 %
佐藤 友子	885,000 株	12.01 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	527,200 株	7.15 %
GOLDMAN,SACHS & CO.REG	313,600 株	4.25 %
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	247,600 株	3.36 %
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	151,200 株	2.05 %
深井 大	70,000 株	0.95 %
上田八木短資株式会社	51,700 株	0.70 %
清板 大亮	45,700 株	0.62 %
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	36,500 株	0.50 %

(注) 1. 持株比率は自己株式を除いて計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 2023年2月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2023年2月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数	株券等 保有割合
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目8番2号	384,700 株	5.22 %

3. 2025年4月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社ヴァレックス・パートナーズが2025年4月4日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数	株券等 保有割合
株式会社ヴァレックス・パートナーズ	東京都中央区日本橋茅場町 一丁目6番17号	709,300 株	9.62 %

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年7月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	青木 耕平	(株)ミラティブ 取締役
取締役副社長	佐藤 友子	ECメディア部部长
取締役CFO	山口 揚平	コーポレートプラットフォーム部部长 山口揚平公認会計士事務所 所長 BASE(株) 監査役 (株)リンクフォースマイル 取締役
取締役CTO	倉貫 義人	(株)ソニックガーデン 代表取締役 (株)イシュラン 取締役
取締役 (監査等委員)	市川 祐子	マーケットリバー(株) 代表取締役 (株)Stroly 取締役 ユアマイスター(株) 監査役 旭ダイヤモンド工業(株) 取締役 (株)ウィルグループ 取締役
取締役 (監査等委員)	寺田 有美子	アーカス総合法律事務所 パートナー NPO法人フィンランド式人材育成研究所 理事 (株)Osaka World Studio 代表取締役 (株)Stroly 監査役 (株)フジ医療器 取締役（監査等委員） セグエグループ(株) 取締役（監査等委員） (株)ロスゼロ 監査役
取締役 (監査等委員)	和田 洋一	ワンダープラネット(株) 社外取締役 (株)マイネット社外取締役 (株)オープンアップグループ 社外取締役 カバール(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）市川祐子氏、寺田有美子氏及び和田洋一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）市川祐子氏は、上場企業のIR責任者を務めるなど、高度なIRに関する専門知識に加え、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 倉貫義人氏は、2024年10月29日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員）を退任し、同日開催の定時株主総会において取締役に選任されております。
4. 当社は、監査等委員が取締役会以外の重要会議にも出席し情報収集するとともに、監査等委員の職務を補助するため、法務担当や内部監査担当が監査等委員と情報共有・連携を密に取ることなど、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、取締役（監査等委員）市川祐子氏、寺田有美子氏及び和田洋一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

市川祐子氏、寺田有美子氏及び和田洋一氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、前記「(1) 取締役の氏名等」に記載の取締役7名と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。補償の要否及びその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び執行役員、当社の子会社の取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年11月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。

i. 基本報酬の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

前年度までの利益状況等を勘案し、個人ごとの貢献に応じて、株主総会で決議した報酬総額の範囲内で、取締役の個人別の基本報酬金額を決定するものとします。

- ii. 業績連動報酬等がある場合、その業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬等は採用していないため、当該方針はありません。
 - iii. 非金銭報酬等がある場合、その内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬等は採用していないため、当該方針はありません。
 - iv. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の割合の決定に関する方針
業績連動報酬等及び非金銭報酬等を採用していないため、当該方針はありません。
 - v. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
基本報酬のうち、月額固定報酬は在任期間中毎月定期的に支払う。基本報酬として賞与を支給する場合は、税務上の事前確定届出給与の届出内容に従い支払う。
- ② 取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各取締役に期待される役割と責任を考慮し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役社長が基本方針に基づき報酬原案を作成し、指名・報酬委員会からの答申を尊重したうえで決定しています。最終的な個人別の報酬内容は、監査等委員会においても確認され、監査等委員会の同意を得た上で最終決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。
- ③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
取締役（監査等委員であるものを除く。）の金銭報酬の額は、2020年10月30日開催の第14回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は3名です。
監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年10月28日開催の第15回定時株主総会において年額25百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額の決定に際して、定時株主総会後の取締役会にて、代表取締役社長青木耕平に対し、当期の各取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する報酬及び賞与額の決定を、株主総会で承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内で決定することを一任しております。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も把握しているためであります。代表取締役社長は、各取締役（監査等委員であるものを除く。）の職責、業務執行状況などを踏まえ決定いたします。

代表取締役社長による決定が適切に行われるようにするため、代表取締役社長が当該決定を行うにあたっては、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会に原案を諮問し、答申を得た上で当該答申を尊重して決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬の額は、監査等委員の協議により決定することとしております。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （社外取締役を除く。）	90,350	90,350	—	—	4
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）	—	—	—	—	—
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	—	—	—	—	—
社外取締役（監査等委員）	19,155	19,155	—	—	4

（注）取締役のうち1名は、2024年10月29日開催の定時株主総会終結の時をもって監査等委員である社外取締役を退任した後、新たに取締役に就任したため、支給額及び員数については、監査等委員在任期間分は社外取締役（監査等委員）に、取締役在任期間分は取締役（監査等委員であるものを除く。）に含めて記載しております。

（6）社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
市川 祐子	取締役 （監査等委員）	マーケットリバー(株) 代表取締役 (株)Stroly 取締役 ユアマイスター(株) 監査役 旭ダイヤモンド工業(株) 取締役 (株)ウィルグループ 取締役
寺田 有美子	取締役 （監査等委員）	アーカス総合法律事務所 パートナー NPO法人フィンランド式人材育成研究所 理事 (株)Osaka World Studio 代表取締役 (株)Stroly 監査役 (株)フジ医療器 取締役（監査等委員） セグエグループ(株) 取締役（監査等委員） (株)ロスゼロ 監査役
和田 洋一	取締役 （監査等委員）	ワンダープラネット(株) 社外取締役 (株)マイネット 社外取締役 (株)オープンアップグループ 社外取締役 カバー(株) 社外取締役

（注）各取締役（監査等委員）の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- ② 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	取締役会等における発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 市川 祐子	14回／14回 (出席率 100%)	16回／16回 (出席率 100%)	IR分野に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき、投資家などステークホルダーの視点から取締役会等においてガバナンス体制の適正性・妥当性を確保するための発言を行っており、多様な観点からのリスク評価や経営方針に関する監督、助言など社外取締役に期待される役割・職務を果たしております。
取締役 (監査等委員) 寺田 有美子	14回／14回 (出席率 100%)	16回／16回 (出席率 100%)	弁護士としての豊富な実務経験、豊富な社外取締役や社外監査役等の経験を持ち、これらに基づく高い見識のもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 和田 洋一	10回／10回 (出席率 100%)	9回／10回 (出席率 90%)	長年の企業経営者として経営に関する豊富な経験及び見識を有しているため、これらの知見に基づき取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

- (注) 1. 会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回はありました。
- (注) 2. 和田洋一氏は、2024年10月29日開催の定時株主総会において選任されており、就任後に開催された取締役会及び監査等委員会の出席状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役は、ミッションなどの経営方針に則った価値観に基づく行動を率先垂範し、当社において法令、定款及び企業倫理を遵守する土壌を育みます。
- ② 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合するように担保します。
- ③ リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを促すとともに、研修等を定期的実施することにより「コンプライアンス規程」等の周知徹底を行います。また、内部通報制度を確立し、不適切な行為の兆候もしくは不適切な行為を発見した場合に報告・相談できるルートを確保します。
- ④ 内部監査を通じて定期的に各部門の業務監査を行い、体制の整備・運用状況を確認し、当該内部監査の結果について取締役会および監査等委員会に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令、定款及び「文書保管管理規程」に基づき適切に保存及び管理します。
- ② 取締役は、前項の情報をいつでも閲覧請求することができます。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

(4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要事項について機動的に意思決定を行います。
- ② 取締役は、取締役会で決定した経営方針及び事業計画に基づき効率的な職務執行を行い、その進捗状況を適宜取締役会に報告します。
- ③ 「職務権限規程」等を定め、取締役の職務執行の効率化を図ります。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の業績及び経営状況に影響を及ぼす可能性のある重要事項については、子会社から該当事項について定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて当社取締役会の審議対象とします。
- ② 当社は、子会社を含む当社グループ全体の危機管理を統括的に管理します。子会社は、当社の「リスク管理規程」に準拠し、リスクの把握と評価を行うとともにリスク管理体制の整備、未然防止策・対応策の立案と実行その他必要な事項を実施し、その旨を報告します。
- ③ 子会社においても当社に準じた「職務権限規程」等を整備し、それらの規程に基づいて業務を執行することにより、当社グループ全体の業務の合理化および意思決定の迅速化並びに財務報告の信頼性確保に努めます。
- ④ 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築するため、子会社に対しても法令・定款及び社内規程の遵守を徹底します。コンプライアンス関連の研修を実施することで法令等の周知をするとともに、当社の内部通報制度を子会社でも利用できるようにし、コンプライアンス違反が疑われる場合に報告・相談できる体制を確保します。
- ⑤ 当社の内部監査部門が子会社に対して定期的に直接業務監査を行い、体制の整備・運用状況を確認し、当該内部監査の結果について取締役会および監査等委員会に報告します。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会がその職務を補助すべきスタッフを置くことを求めた場合、必要な人員を配置します。
- ② 原則として監査等委員が補助スタッフに対し直接指揮命令を行うものとします。当該スタッフの人事評価、人事異動、懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 当社グループの取締役及び従業員は、重大な損害を与える事項や重大な法令・定款違反行為又は不正行為を発見したときは、速やかに当社監査等委員会に報告します。
- ② 当社監査等委員会は、必要に応じて当社グループの業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を当社グループの取締役及び従業員に求めることができます。
- ③ 当社は、前2項に従い監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないように必要な措置を講ずるものとします。

(8) 当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

- ① 監査等委員の職務の執行上必要と認められる費用について、その前払等の請求があるときは、当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じます。
- ② 監査等委員が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなどの費用は、監査費用として認めます。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、取締役と定期的なミーティングを開催し、適切な意思疎通を行い、効果的な監査業務の遂行を図ります。
- ② 監査等委員会は、取締役会のほか重要と思われる会議に出席し、監査等委員会から依頼された取締役及び従業員は、事業活動における重要な決定や職務の執行状況について説明を行います。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室とコミュニケーションを図ることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長を筆頭として、全社的な統制活動及び各業務プロセスレベルの統制活動を整備し、その運用体制を構築します。
- ② 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行います。
- ③ 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保します。
- ④ 財務報告に係る内部統制の評価担当者は、当社の財務報告に係る内部統制について適時に監査を行い、是正や改善の必要があるときには、被監査部署に是正・改善を求め、被監査部署は速やかにその対策を講じます。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 当社は、市民社会の秩序・安全ならびに企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対策規程」を定め、当社の役職員に周知徹底します。
- ② 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備します。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 原則として月に1回開催の取締役会及び監査等委員会、四半期に1回開催のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、取締役及び使用人の職務の執行状況、リスク管理状況を確認しております。
- ② 取締役（監査等委員）は、取締役会及び監査等委員会への出席のほか、定期的に取り締役、会計監査人、内部監査担当等と協議の場を設け、情報収集・情報交換を行っております。また、一部の監査等委員はリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に出席して随時重要事項の報告を受けております。
- ③ 内部監査担当は、年間の監査計画に基づき、各部署において法令及び社内規程に従い業務が適切に行われるよう内部監査を実施し、当該内部監査の結果について取締役会及び監査等委員会に報告しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社ではTSR（株主総利回り）を重視した株主還元を行う方針とし、成長投資と株主還元のバランスを考慮したダイナミックな株主還元を行うことでTSRの安定を図ることを目指します。

B/Sマネジメントからの最適配当政策が適切であると認識しており、安定した経営に必要なキャッシュポジションの観点から還元可否の判断を行います。また、投資局面においては投資を優先する必要があるため、利益ではなく配当原資はFCF（フリーキャッシュフロー）を基準とし、当面はその50%を上限とします。これにより株主還元、成長投資、内部留保による財務基盤の強化のバランスの取れた配分が可能になると考えております。

具体的には、期末ネットキャッシュ（現金及び預金－借入金）とキャッシュポジションの目標水準（広告宣伝費を除く当期販売費及び一般管理費の2年分）を比較し、期末ネットキャッシュが目標水準を上回っている場合には、還元可能と判断します。その上で当期FCFの50%を原資に還元を行いますが、期末ネットキャッシュが目標を下回らない範囲で行うため、FCFの50%が上限となります。また、FCFを原資とするため、還元可能と判断されても当期FCFがマイナスの場合は、株主還元は行いません。

剰余金の配当を行う場合は、期末配当が基本方針であります。基準日については期末配当だけでなく毎年1月31日を基準日とする中間配当についても定款に定めております。これらの剰余金の配当等の決定機関は取締役会であります。なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

この方針に基づき、当事業年度におきましては、2025年9月12日に1株当たり48円の期末配当を決議しております。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,654,939	流 動 負 債	915,997
現 金 及 び 預 金	4,728,421	買 掛 金	321,375
売 掛 金	298,159	1年内返済予定の長期借入金	39,996
商 品	547,536	未 払 法 人 税 等	200,411
仕 掛 品	687	そ の 他	354,215
原 材 料	16,342	固 定 負 債	63,347
そ の 他	63,791	長 期 借 入 金	63,347
固 定 資 産	642,041	負 債 合 計	979,344
有 形 固 定 資 産	223,258		
建 物 (純 額)	191,379		
機 械 及 び 装 置 (純 額)	4,187		
そ の 他 (純 額)	27,692	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	220,521	株 主 資 本	5,317,636
の れ ん	172,348	資 本 金	100,000
そ の 他	48,172	資 本 剰 余 金	1,175,730
投 資 そ の 他 の 資 産	198,262	利 益 剰 余 金	4,042,038
繰 延 税 金 資 産	130,136	自 己 株 式	△133
そ の 他	68,125	純 資 産 合 計	5,317,636
資 産 合 計	6,296,980	負債・純資産合計	6,296,980

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年8月1日から
2025年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			8,490,727
売 上 原 価			4,678,159
売 上 総 利 益			3,812,567
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,721,569
営 業 利 益			1,090,997
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		3,610	
配 信 料 収 入		15,691	
そ の 他		2,536	21,838
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		1,210	
そ の 他		103	1,314
経 常 利 益			1,111,521
特 別 損 失			
減 損 損 失		5,742	5,742
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			1,105,779
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		388,054	
法 人 税 等 調 整 額		1,561	389,615
当 期 純 利 益			716,164
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			716,164

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 8 月 1 日から
2025年 7 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	100,000	1,175,730	3,451,170	△56	4,726,844	4,726,844
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△125,296		△125,296	△125,296
親会社株主に帰属する 当期純利益			716,164		716,164	716,164
自己株式の取得				△76	△76	△76
連結会計年度中の変動額合計	—	—	590,868	△76	590,791	590,791
当期末残高	100,000	1,175,730	4,042,038	△133	5,317,636	5,317,636

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数及び連結子会社の名称
連結子会社の数 1 社
連結子会社の名称 株式会社foufou

2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価基準及び評価方法
商 品……………総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
仕 掛 品……………個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
原 材 料……………個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
有 形 固 定 資 産……………定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 8～15年
機械及び装置 4～12年

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主な事業

自社サイトを通じた顧客への商品の販売によって、主な収益を得ております。収益は、商品売上高と顧客から受け取る送料及び決済手数料等からなっておりますが、商品売上高がその大半を占めております。

主な履行義務の内容

商品の販売は、顧客へ引き渡した時点で所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が支配を獲得することにより履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。

収益を認識する通常の時点

当社グループでは、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、商品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、決済代行業者を通じて別途定める支払条件により概ね1ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年間で均等償却しております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 172,348千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前キャッシュ・フローを将来の事業計画等に基づき算定し、帳簿価額と比較して減損の要否を判定することとしております。減損損失の認識が必要と判定された場合には、当該のれんについては、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識いたします。

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があるため、将来の見積りキャッシュ・フローが悪化することが見込まれることとなった場合には、減損損失の認識が必要となる可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 130,136千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産を算出しております。また、繰延税金資産は、将来の事業計画等に基づいた課税所得を合理的に見積り、回収可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

将来の事業計画等に基づく課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があるため、将来の事象の仮定又は予測に変化が生じ、将来の課税所得に悪影響を及ぼすことが見込まれることとなった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響が生じる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 83,413千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 7,370,400株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年9月13日 取締役会	普通株式	125,296千円	17円	2024年 7月31日	2024年 10月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年9月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	353,774千円	48円	2025年 7月31日	2025年 10月30日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は運転資金に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、コーポレートプラットフォーム部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当期の連結貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきコーポレートプラットフォーム部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結貸借対照表日現在における営業債権のうち89.6%が特定の大口決済代行業者に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	103,343	103,343	－
負債計	103,343	103,343	－

※ 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※ 2. 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注 1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,728,421	－	－	－
売掛金	298,159	－	－	－
合計	5,026,580	－	－	－

(注 2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	39,996	36,663	26,684	－	－	－
合計	39,996	36,663	26,684	－	－	－

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	103,343	－	103,343
負債計	－	103,343	－	103,343

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
北欧、暮らしの道具店	8,269,466
foufou	221,260
顧客との契約から生じる収益	8,490,727

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	209,096	298,159
契約負債	18,183	19,897

(注)契約負債は、顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

期首現在の連結貸借対照表上の契約負債残高18,183千円は、当連結会計年度において全額収益として認識しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	721円50銭
1 株当たり当期純利益	97円17銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,611,064	流 動 負 債	870,641
現 金 及 び 預 金	4,718,713	買 掛 金	303,584
売 掛 金	294,387	1年内返済予定の長期借入金	39,996
商 品	504,216	未 払 金	212,809
仕 掛 品	687	未 払 費 用	24,523
前 払 費 用	52,737	預 り 金	26,381
そ の 他	40,321	未 払 法 人 税 等	200,341
固 定 資 産	689,090	未 払 消 費 税 等	61,980
有 形 固 定 資 産	223,005	そ の 他	1,024
建 物 (純 額)	191,379	固 定 負 債	63,347
機 械 及 び 装 置 (純 額)	3,968	長 期 借 入 金	63,347
工具、器具及び備品 (純額)	27,657	負 債 合 計	933,988
無 形 固 定 資 産	46,754	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	41,208	株 主 資 本	5,366,166
商 標 権	5,545	資 本 金	100,000
投 資 そ の 他 の 資 産	419,330	資 本 剰 余 金	1,175,730
関 係 会 社 株 式	8,000	資 本 準 備 金	561,541
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	310,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	614,189
敷 金	62,475	利 益 剰 余 金	4,090,569
繰 延 税 金 資 産	33,205	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,090,569
そ の 他	5,650	繰 越 利 益 剰 余 金	4,090,569
		自 己 株 式	△133
		純 資 産 合 計	5,366,166
資 産 合 計	6,300,155	負債・純資産合計	6,300,155

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 8 月 1 日から
2025年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高		8,269,466	
売 上 原 価		4,557,623	
売 上 総 利 益		3,711,842	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,582,932	
営 業 利 益		1,128,910	
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		5,372	
配 信 料 収 入		15,691	
そ の 他		2,277	23,341
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		1,210	
そ の 他		103	1,314
経 常 利 益		1,150,937	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,150,937	
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		387,984	
法 人 税 等 調 整 額		△245	387,739
当 期 純 利 益		763,198	

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 8 月 1 日から
2025年 7 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	561,541	614,189	1,175,730
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	100,000	561,541	614,189	1,175,730

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	3,452,666	3,452,666	△56	4,728,340	4,728,340
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△125,296	△125,296		△125,296	△125,296
当期純利益	763,198	763,198		763,198	763,198
自己株式の取得			△76	△76	△76
事業年度中の変動額合計	637,902	637,902	△76	637,825	637,825
当期末残高	4,090,569	4,090,569	△133	5,366,166	5,366,166

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関 係 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価切下げの方法）

仕 掛 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8～15年

機械及び装置 12年

工具、器具及び備品 2～10年

無形固定資産 ……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 3～5年（社内における利用可能期間）

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主な事業

自社サイトを通じた顧客への商品の販売によって、主な収益を得ております。収益は、商品売上高と顧客から受け取る送料及び決済手数料等からなっておりますが、商品売上高がその大半を占めております。

主な履行義務の内容

商品の販売は、顧客へ引き渡した時点で所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が支配を獲得することにより履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。

収益を認識する通常の時点

当社では、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、商品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、決済代行業者を通じて別途定める支払条件により概ね1ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

会計方針の変更にに関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	33,205千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産を算出しております。また、繰延税金資産は、将来の事業計画等に基づいた課税所得を合理的に見積り、回収可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

将来の事業計画等に基づく課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があるため、将来の事象の仮定又は予測に変化が生じ、将来の課税所得に悪影響を及ぼすことが見込まれることとなった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響が生じる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	81,976千円
----------------	----------

2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	30,256千円
--------	----------

短期金銭債務	319 //
--------	--------

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引による取引高（営業費用）	14,935千円
------------------	----------

営業取引以外の取引による取引高（営業外収益）	1,776 //
------------------------	----------

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	98株
------	-----

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	12,691千円
一括償却資産償却超過額	331 //
長期前払費用	1,730 //
資産除去債務	2,974 //
未払事業税	17,189 //
その他	244 //
繰延税金資産合計	35,161千円
繰延税金負債	
保険積立金	1,955 //
繰延税金負債合計	1,955 //
繰延税金資産純額	33,205千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.08%から34.93%に変更し計算しております。
なお、この税率変更による影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 foufou	(所有) 直接 100%	資金の貸付 経営の管理等	資金の貸付 (注)	30,000	流動資産 その他	30,000
						関係会社 長期貸付金	310,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社ソニックガーデン (注)1	—	システム開発等 役員の兼務	システム開発等 (注)2	34,780	未払金	3,894

(注) 1. 株式会社ソニックガーデンは、当社取締役倉貫義人が議決権の過半数を保有する会社であります。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	728円08銭
1 株当たり当期純利益	103円55銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年9月22日

株式会社クラシコム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長 島 拓 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 馬 淵 直 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クラシコムの2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クラシコム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年9月22日

株式会社クラシコム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長 島 拓 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 馬 渕 直 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クラシコムの2024年8月1日から2025年7月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月24日

株式会社クラシコム 監査等委員会

監査等委員 市 川 祐 子 ㊞

監査等委員 寺 田 有美子 ㊞

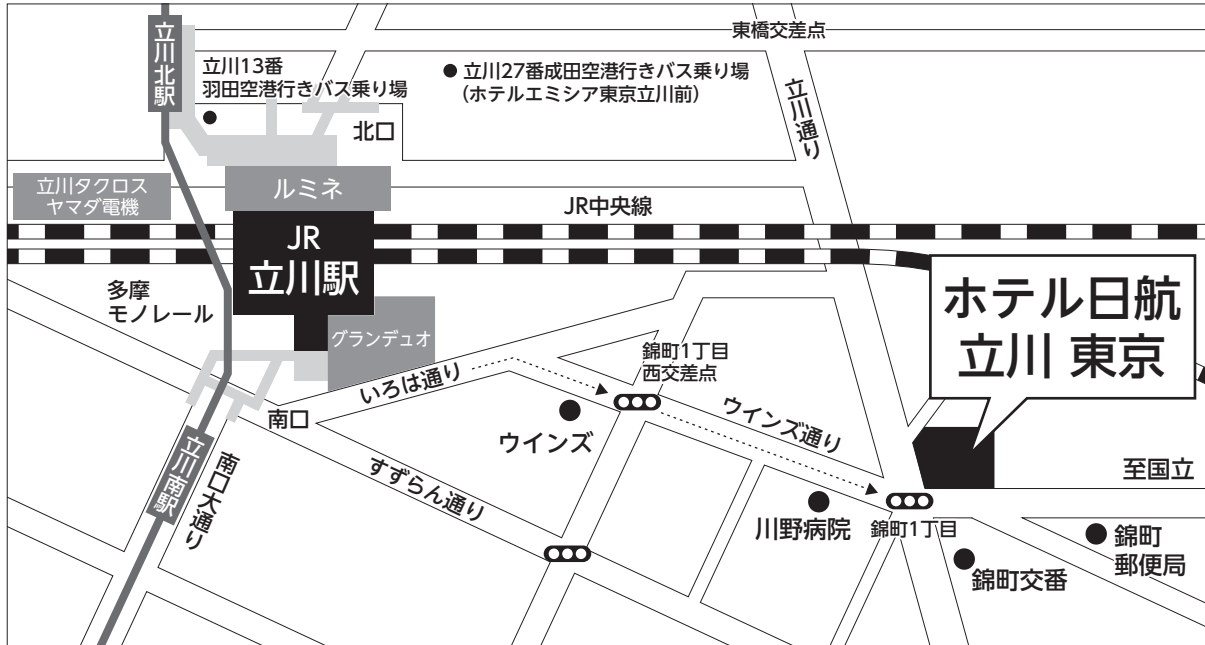
監査等委員 和 田 洋 一 ㊞

(注) 監査等委員市川祐子、寺田有美子及び和田洋一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都立川市錦町1丁目12-1
ホテル日航立川 東京 4階 大宴会場マグノリア



(交通のご案内)

JR 立川駅南口から徒歩7分

多摩モノレール 立川南駅から徒歩8分

◎ 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください
ますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。